

日野市子ども条例

(守り守られる権利)

第14条 子どもは、自分を守り、守られるために、主に次に掲げる権利があります。

- (1) いじめ、虐待などの権利侵害から逃げること。
- (2) いじめ、虐待などの権利侵害から自分を守るために自分の意見を言うこと。
- (3) いじめ、虐待などの権利侵害を受けたとき、保護、支援、救いを求めることができること。
- (4) 差別から守られること。
- (5) いじめ、虐待、体罰などの暴力から守られること。
- (6) 子どもであるという理由で不当な扱いを受けないこと。また、子どもとして年齢に応じた保護を受けられること。
- (7) プライバシーが守られること。ただし、親など保護者、子ども施設のおとなが子どもを正しく導くために子どものプライバシーに関与せざるを得ないときには、必要最小限とされ、子どもの尊厳が最大限尊重されること。
- (8) 自分に関する情報が不当に利用されないこと。
- (9) 薬物乱用、児童買春、児童ポルノ、援助交際、性的虐待、有害情報などから守られること。
- (10) 相談、回復、社会復帰は、子どもが安心できる環境の中で行われること。